

平成20年10月6日の理事会決定に基づき、大手企業の協力を得て、海外の食衛法指定検査機関での食衛法の検査（及びSTへの受入れが可能な検査）の実施について調整を行ってきましたが、このほど下記の検査機関について対応を頂くことになりましたので、御連絡致します。

1. Intertek Testing Services Hong Kong Limited.

(インターテック テスティングサービシセス 香港)

納期 試験検体受領後 約5営業日

住所： 6/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road, Kowloon, Hong Kong

担当者： Mr. Tom Hun

職責： Assistant General Manager (副部長)
Consumer Goods Division

電話： (852) 2173 8777

Fax (直通) : (852) 3403 2427

Fax : (852) 2785 8570

E-mail : tom.hun@intertek.com

日本でのコンタクト先

インターテック テスティングサービシセス ジャパン(株)

〒532-0011 大阪市淀川区西中島7-1-26 オリエンタル新大阪ビル8階

担当者：クリスティン タム (本部長) (日本語で対応可能)

電話：06-6303-1686 (直通) 06-6303-1653 (代表)

Fax : 06-6303-1654

E-mail : christine.tam@intertek.com

2. SGS Thailand Ltd. (タイ SGS)

納期 試験検体受領後 7～8営業日

住所：41/23 Soi Rama III 59, Rama III Road, Chongnonsee, Yannawa, Bangkok
10120 Thailand

担当者：Ms. Piyarat Pankamonsin

職責：Customer Services Supervisor

電話：(66) 2 6830541

Fax : (66) 2 6830758

E-mail : piyarat.pankamonsin@sgs.com

日本でのコンタクト先

SGS ジャパン(株)

〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町 134 YBP イーストタワー12 階

担当者：澁谷 秀基

電話：045-330-5040

Fax：045-330-1109

E-mail：hideki.shibuya@sgs.com

- * 従来からの ST 海外検査機関（HKST、CMA）においても、同様の対応が可能です。
（上記 ST 海外検査機関の判断により、引き続き「One Test, Two Reports」を実施している場合があります。）
また、上記以外の指定検査機関においても食品衛生法の検査を行うことができます。
- * 検査を申請する際には、「食品衛生法のみ検査」と「ST にも使用できる食品衛生法の検査」のどちらを希望するかを明確にして申請して下さい。
- * 始めて食品衛生法の検査を開始する機関などもあり、当初は不具合が生じ申請者に御迷惑をおかけする可能性があります。
当該指定検査機関の検査レポートが食衛法の試験方法等の要件を満たし通関で使用できるかどうかについて、開始当初の検査報告書について日玩協で確認を行うこととしています。